

企画競争説明書

業務名称： バングラデシュ国地方防災計画策定・実施能力強化
プロジェクト

調達管理番号： 20a00119

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」 とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年9月16日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2020年9月16日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

() 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。ただし、見積書においては、消費税を加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年12月 ～ 2024年12月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2020年12月 ～ 2022年12月

第2期：2023年1月 ～ 2024年12月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、当機構の想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、各期の契約履行期間が12ヶ月を越えますので、各期の前金払の上限額を制限します。

具体的には、各期の前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回(契約締結後13ヶ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

【契約第一課 小嶋 良輔 Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 防災グループ

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けて

いる者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（２）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（３）利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「バングラデシュ国地方防災計画実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：19a00067）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者

（４）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いた

だく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2020年9月25日 12時
- (2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2020年10月1日までに当機構ウェブサイト上にて行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2020年10月16日 12時
- (2) 提出方法：
プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。
（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」を参照願います。（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：プロポーザル及び見積書
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 3) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

- c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
- a) 現地通貨=1.26528 円
 - b) US\$ 1 =105.378 円
 - c) EUR 1 =125.498 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／防災計画
 - b) 災害リスク・脆弱性評価
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 28 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年10月30日（金）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利

益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

- 1) 調達ガイドライン(コンサルタント等の調達) :

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：防災計画策定に関する各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間、現地との人の往来は難しいということも考えますので、渡航が4月以降になった場合に事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／防災計画

➤ 災害リスク・脆弱性評価

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／防災計画）】

a) 類似業務経験の分野：防災計画策定に関する各種業務

b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及びその他途上国地域

- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 災害リスク・脆弱性評価】

- a) 類似業務経験の分野：災害リスク・脆弱性評価に関する各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ国及びその他途上国地域
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当

該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／防災計画</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	－	(11)
ア) 類似業務の経験	－	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	2
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(1)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	－	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>災害リスク・脆弱性評価</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力： <u>△△△△△△</u>	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施時期：10月22日（木） 14：00～
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施場所：当機構本部（麹町） （未定）会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkypeによる実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記（1）の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
 - （3）海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記（2）の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。
 - a) 電話会議
通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
 - b) Skype等のインターネット環境を使用する会議
競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3 特記仕様書案

1 プロジェクトの背景

バングラデシュは、ベンガル湾に面した国土の約9割が、標高10m以下の低平地である世界最大規模のデルタ地帯に位置し、雨季には国土の約20%が浸水する。またほぼ毎年サイクロンが来襲し、地形的要因に加えて、気象・気候的要因による災害が頻発している。国際災害データベース (Emergency Events Database:EM-DAT) によると、過去30年間(1985年から2014年まで)の自然災害による総死者数は17万人超、総被災者数は26,2千万人超、同期間の年間平均経済的損失は約5.7億ドルと同期間の平均GDPの約0.9%を占めており、世界で最も災害に脆弱な国の一つとされている。

バングラデシュ政府は2006年にVision 2021を打ち出し、2021年までの中所得国入り、2041年までに先進国入りを目指すとの目標を掲げ、国内外の投資の増大等を目指している。しかし、災害への脆弱性は十分に克服されてきておらず、被災死者数は減ってきているものの、インフラの被災による復旧費の増大、被災による貧困層の生計手段の喪失等、様々な形で社会・経済の持続的発展を阻害する要因となっている。

バングラデシュでは、国際機関等による支援の下、2012年に防災法(Disaster Management Act)が制定・施行された。同法を根拠として、防災救援省(Ministry of Disaster Management and Relief、以下「MoDMR」)及び防災局(Department of Disaster Management、以下「DDM」)が中心となり、国家防災政策(National Disaster Management Policy 2015)、災害管理業務規程(Standing Orders on Disaster 2019)、国家防災計画(National Plan for Disaster Management 2016-2020)等、防災関連計画及び法体制の整備を実施してきた。また各防災関係機関との調整を行い、事前準備から被災後の対応までを円滑に進めるために、中央政府内から地方レベルまで各自治体レベルにおける災害管理委員会の設置を行ってきた。そして多額の減災対策・応急対応の予算を獲得する等、同省及び同局が着実に中央防災機関としてのリーダーシップを発揮しつつある。また、「第7次5か年計画」(2015/16~2019/20年度)には、仙台防災枠組2015-2030で合意された優先行動が組み込まれており、全職員への能力強化や災害リスク削減を促進することが掲げられている。

しかしながら、地方配属を含むDDM職員はこれまで被災後の緊急支援を主務として行ってきた経緯から、災害リスク削減という概念が十分浸透しておらず、特に地方レベルにおける関係機関を巻き込んだ災害リスク削減に向けた取り組みは十分ではない。また、防災法に基づき各地方自治体内に設置される災害管理委員会によって策定されると定められた地方レベルの防災計画は、ほとんどの地域で作成されていない。そのため現状では、減災対策や応急対応の事前準備が、不十分な情報に基づく各防災関係機関の個別事業に十分な事前調整なく委ねられており、地方毎の災害リスクを踏まえた適切な防災事業が計画・実施されるには至っていない。

係る状況の下、我が国に対しバングラデシュ政府より、地域毎の災害リスクを効果的に削減していく体制を強化するため、地方レベルにおける防災計画の策定支援が要請された。JICAは、2019年6月から7月にかけて詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとにDDM及びその所管省庁であるMoDMRとの間で本プロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions(以下「R/D」という。)を2020年6月28日に締結した。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

地方防災計画の全国展開計画が実施され、策定された郡 (Upazilla) レベルの地方防災計画に基づいた防災事前投資が促進される。

(3) プロジェクト目標

防災局が、防災救援省及び各防災関係省庁、地方政府との連携により、郡レベルの防災計画を策定・展開し、実施に繋げる体制が構築される。

(4) 期待される成果

成果 1 : 郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントの方法と実施体制が整備される。

成果 2 : 防災局に、郡レベルの防災計画策定支援体制が整備される。

成果 3 : パイロットエリアにおいて各防災関係省庁、地方政府の連携により、実効性のある郡レベルの防災計画が策定される。

成果 4 : 郡レベルの防災計画策定の全国展開に向けた体制が整備される。

(5) 活動の概要

- 1-1. バングラデシュ国におけるハザード情報の整備状況、リスク分析の実施状況を調査して、郡レベルの防災計画策定への適用性を踏まえて課題を分析する。
- 1-2. 活動 1-1 で整理された課題を踏まえて、防災関係省庁との連携の下、郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントの方法を確立する。
- 1-3. 防災救援省の支援の下、防災局が郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントのガイドラインを作成し、人材育成のための研修を実施する。
- 1-4. 活動 1-3 の研修を受講した人材によりパイロットエリアの地域特性を考慮してハザード・リスクアセスメントを実施する。
- 2-1. 防災救援省、防災関係省庁の連携の下、防災局の主導により実効性のある地方防災計画策定に係る作業部会（英語標記：Technical Sub-Committee）を中央レベルに設立し、地方防災計画策定の基本方針、策定方法、対策選定及び実施の手続きを整理したガイドライン（地方防災計画策定ガイドライン）案及びその概要版を作成する。
- 2-2. 活動 2-1 で作成されたガイドライン案を基に、作業部会が県災害管理委員会（DDMC）、郡災害管理委員会（UzDMC）等を対象とした郡レベルの防災計画策定に係る研修マニュアル及び教材を作成する。
- 2-3. 活動 2-2 で作成された研修マニュアルに沿って、作業部会がパイロットエリアの県災害管理委員会、郡災害管理委員会等を対象とした郡レベルの防災計画策定に係る研修を実施する。
- 2-4. 活動 2-3 の結果を踏まえて、作業部会の支援の下、パイロットエリアの県災害管理委員会、郡災害管理委員会が郡防災計画策定サブコミッティーを組織し、地方防災計画の内容と計画策定に必要な活動を明確化する。
- 2-5. 活動 2-3、2-4 の結果を踏まえて、作業部会においてガイドライン案（概要版

を含む)、研修マニュアル及び教材を改定する。

- 3-1. 郡防災計画策定サブコミッティーが、Union 災害管理委員会と協力して対象エリアの災害履歴を集約する。
- 3-2. 郡防災計画策定サブコミッティーが、活動 3-1 と、活動 1-4 よって得られたハザード・リスクアセスメントの結果をもとに、対象エリアにおける災害リスクをとりまとめる。
- 3-3. 郡防災計画策定サブコミッティーが、上位防災計画やその他各関係実施機関の事業計画、JICA 含むドナーの事業計画や過去の防災プロジェクトの成果等を参照し、対象エリアにおける構造物・非構造物対策の実施及び計画の状況を分野横断的に集約する。
- 3-4. 活動 3-2、活動 3-3 の結果を基に、防災救援省、防災関係省庁、県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定サブコミッティーが、対象エリアにおいて災害リスク低減のために実施可能な構造物対策案を、予算を含めて計画する。
- 3-5. 防災救援省、防災関係省庁、県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定サブコミッティーが、活動 3-4 で計画された構造物対策案の実行によるリスク低減を考慮した非構造物対策案を、予算を含めて計画する。
- 3-6. 県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定サブコミッティーが、パイロットエリアで活動する各防災関係機関（ドナー・NGO・民間セクター等）を対象に防災計画案を発表するワークショップを行い、対策実施の方針を協議する。
- 3-7. 県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定 WG が、活動 3-2 から活動 3-6 を踏まえて防災計画実行に必要な予算を管轄する省庁を特定し、地方防災計画を最終化する。
- 3-8. 県災害管理委員会、郡災害管理委員会支援の下、郡防災計画策定 WG が、防災救援省及び担当省庁・地方政府へ活動 3-7 の成果を報告し、構造物・非構造物対策の予算獲得に必要な働きかけを行う。
- 3-9. 既存のモニタリング体制を活用して地方防災計画の進捗状況を確認して、必要に応じて計画の見直しを促す。
- 4-1. 防災救援省、防災局が成果 1、2、3 の活動の過程と得られた成果や教訓をもとに、一連の郡レベル防災計画策定・更新に必要な活動が具体的に記載された実務的な手順書案を作成し、試行して完成させる。
- 4-2. ベースライン調査により全国の県災害管理委員会、郡災害管理委員会の能力や地域特性を把握するとともに、防災救援省、防災局により、各管区における地方防災計画の策定優先順位付けを行う。
- 4-3. 防災救援省、防災局により、活動 4-1 の手順及び活動 4-2 の優先順位に基づく地方防災計画策定の全国展開計画（予算案を含む）及びその実行のための開発予算提案書（DPP）を作成する。

（6） 対象地域

ダッカ、パイロットサイト（クリグラム県、コックスバザール県、シュナムガンジ県から各 2 郡ずつ選定予定）

（7） 関係官庁・機関

① カウンターパート機関

(和) 防災局

(英) Department of Disaster Management (DDM)

② 上位機関

防災救援省 (Ministry of Disaster Management and Relief: MoDMR)

③ その他の実施機関

気象局、地方行政技術局、水開発庁、バングラデシュ測量局、バングラデシュ地質調査局、公共事業局、農業普及局、計画委員会、消防・市民防衛局、パイロット県・郡自治体等

(8) プロジェクト期間

2020年12月～2024年12月を予定(計48か月)

COVID-19の影響を踏まえ、コンサルタント選定後に実際の開始時期、協力期間、進め方(最初は遠隔での実施等)についてバングラデシュ側と改めて協議し合意する予定である。

3 業務の目的

「地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4 業務の範囲

本業務は、JICAとDDMとの間で2020年6月28日に締結したR/Dに基づいて実施される「地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト」の枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 報告書等」に示す文書等を作成するものである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗把握及び成果の発現を促進し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICAに提言を行うことが求められる。

5 実施方針及び留意事項

(1) 国際、地域枠組及び国家政策の達成への貢献

本プロジェクトの枠組は、持続可能な開発及び防災、気候変動に関する国際枠組、そしてそれらに基づくバングラデシュの国家政策や計画に準じており、それらの達成促進に寄与するものである。

仙台防災枠組のグローバル・ターゲット(e)(2020年までに国家及び地方防災戦略を有する国数を増加させる)のうち、地方防災戦略(計画)は多くの国で策定が進んでおらず、達成の促進が国際的な課題となっており、バングラデシュも同様の状況であることから、本プロジェクトは同ターゲットの達成に貢献するものであることをDDMとの間で確認している。また、仙台防災枠組の他ターゲットの2030年までの達成に向けて、バングラデシュ政府が地方防災計画を基に防災事業の実施を促進していくことも重要である。

また地方防災計画策定にあたり、2100年までの超長期開発・投資計画にあたるBangladesh Delta Plan 2100(デルタプラン2100)や、現在改訂・策定作業が進められているバングラデシュの主要国家政策である第8次5か年計画(2021-2025)、Perspective Plan 2021-2041、国家防災計画(National Plan for Disaster Management 2021-2025)等と整合させ、それにより地方防災計画に掲載された事業への投資(予算付け)の優先順位を上げ、実施を促進させることが重要である。

よって、コンサルタントはこれらの関連枠組及び政策等の内容や最新動向について十分に理解し、業務計画やワークプランがそれらに沿った内容にするとともに、活動を実施する際も常に留意すること。

(2) リスク評価の考え方

開発の観点から、今般の COVID-19 の世界的被害のような感染症を含め、リスクには様々な要因が含まれており、仙台枠防災枠組でも自然災害をメインのリスクとしつつも、保健など多元的な観点からのリスク削減を目標としている。本事業では、災害リスク評価において、自然災害に加えて社会的・経済的・制度的などの開発の観点での脆弱性や脅威を総合的リスク要因として統合的に分析し、より強靱かつ包摂的な社会・経済システムの構築を目標としたリスク評価を行い、他セクターの防災主流化促進にむけた情報収集・分析を実施する。特に感染症と災害脆弱層は相関が高いことが想定され、災害時の感染症拡大予防など将来への備えが急務である保健医療関連情報と同一リスク評価を地図情報に重ね合わせた上で、その結果を災害に強靱な保健政策の立案及び実施促進に活用できるよう念頭に置く。

また、こうしたリスク評価の中で、COVID-19 対策に資する事業のニーズがあれば、これを計画に含め、実現できるよう支援を行う。

(3) バングラデシュ側防災関係機関との協働体制の構築

バングラデシュ防災法では、DDM が防災に関係する先方政府機関（2. (7) その他実施機関含む、以下防災関係機関と表記）の調整を所掌すると定められている。本プロジェクトは、各防災関係機関が連携して地方における防災計画の策定、実施、モニタリングを通じた防災投資の拡大を実現することを狙いとする。そのため、本プロジェクトを通じて DDM と防災関係機関の協働体制を構築すべく、以下の点に留意してプロジェクト活動を実施することとする。

- ① DDM の防災関係機関との調整能力は現状高くないため、特にプロジェクト序盤・中盤においてはコンサルタントチームが DDM とともに防災関係機関（例えば、地方のインフラ整備事業を担当する地方行政技術局（Local Government Engineering Department）、および、水資源開発・河川管理を担当するバングラデシュ水資源開発局（Bangladesh Water Development Board）等）に働きかけ、協働体制の基盤を構築する必要がある。特に序盤は COVID-19 の影響で現地活動期間も制約を受けることが想定されるが、どのような工夫ができるか、プロポーザルにおいて提案すること。
- ② 本プロジェクトでは DDM だけでなく防災関係機関の積極的な参加を促すこと。そのために、活動の中で各レベルの調整会議の開催支援のみに留まらず、本プロジェクトの成果が必要な予算の獲得という形で各機関の本来業務にもフィードバックされ、レジリエンス強化につながるなど具体的な便益を生む仕組みを構築することが必要である。例えば中央レベルで定期的に行われている国家防災評議会（National Disaster Management Council）や省庁間災害対策会議（Inter-ministerial Disaster Management Committee Meeting）等、政策決定者が主催する会議などに各パイロットサイトの重点プロジェクトを取り上げ、中央レベルから計画省や財務省へ予算獲得の働きかけを行う仕組みや、各パイロットサイトの政策決定者を巻き込んだ形での中央所管官庁への予算取得の働きかけを行う仕組みをプロジェクトを通じて検討の上、側面支援する。また、DDM のみでなく、防災

関係機関として本プロジェクトへの関与が特に求められる防災インフラ整備を所掌する水開発庁、地方行政技術局、公共事業局等に対しても事業実施促進の観点から支援を行うこと。さらに上記(2)に記載のとおりリスクについて幅広く捉え、防災主流化の観点から防災関係機関のみならず他セクターの関連機関の巻き込みに対しても総合的なリスク評価及び対策の観点から情報収集や必要に応じた巻き込み等も想定される。上記の効果的な仕組み作りに向けて特に取り組みが必要な具体案をプロポーザルにおいて提案すること。

- ③ 本プロジェクト成果の活用及び発展のため、プロジェクト内で構築された DDM と防災関係機関の協働体制及び業務フローを持続的なものとするべく、本プロジェクトで作成されるガイドライン・マニュアルの組織内の承認及び上位組織（所轄省庁）による承認が得られるよう、コンサルタントチームは支援を行う。また、上記協働体制及び業務フローを検討する上で、必要であれば DDM 内の組織体制の改善提案も行うこと。

(4) バングラデシュ側カウンターパートの防災への意識

現状として MoDMR 及び DDM のマネジメントレベルは、仙台防災枠組の理念に基づいた災害リスク削減のための事前防災を進めていくことの重要性を十分理解している。一方、DDM の実務者レベル及び地方自治体レベル（県(District)や郡(Upazila (Sub-District))における DDM 傘下の防災担当である県災害救援復旧担当(District Relief and Recovery Officer)や郡案件実施担当(Project Implementation Officer: PIO)及び地方自治体の各セクター担当で構成される災害管理委員会メンバーは、未だ防災すなわち被災後対応(レスポンス)という意識が強い。よって、本プロジェクトでは地方自治体レベルにおける事前防災事業を地方防災計画に盛り込み実施促進を行うため、地方の防災関係者に対して事前防災の重要性についての理解を深めるための意識啓発や研修も実施していく必要がある。プロポーザルでは地方での事前防災の重要性にかかる意識啓発活動について効率的、効果的に実施していく手法についても提案すること。

(5) 本プロジェクトにおける郡(Upazila(Sub-District))の位置づけ

バングラデシュにおいては、行政構造として8つの管区の下に64県、さらに各県下に7~8つ程度の郡(Upazila (Sub-District))が約500、さらに各郡の下の村レベルとして約5,000のUnion(ユニオン)が存在する。また、地方の都市部は人口や税収の規模に応じて県・郡に跨る規模の中核都市(シティ・コーポレーション)と郡・ユニオンに跨る規模の地方都市(ポルショバ)に区分され、それぞれ市庁が存在する。本プロジェクトでは、パイロット対象地の行政単位として、中央レベルの各省庁から公務員が配属されている最末端行政である郡を想定している。郡は各中央省庁から県を通じて配分される事業関連予算に関してUnionと調整を行って、実施やその監督を行っており、またUnionの被災情報の収集や防災対策ニーズの吸い上げを行う上で重要な主体となっている。小規模事業については郡は県に対して事業実施のための申請及び予算執行要求を行い、承認された事業を実施していく主体にもなる。他方で県は各中央省庁から配分される予算に関して直接配分を調整できる権限が与えられておらず、また県独自あるいは郡以下に配分する独自予算も持っていない。加えて、被災時や防災対策に関して、郡以下の地方自治体からの要望に対しても、(小規模な事業を除いて)県レベルで承認して実施する権限も与えられておらず、県の長官

(Deputy Commissioner)は県としての郡以下からの要望をとりまとめて中央に送るのみで、あくまでも県は中央と地方との調整機能を持つに留まる。よって、災害リスクを削減していくための実践的な地方防災計画を策定し、計画に盛り込まれた防災事業を実施促進するという本プロジェクトの目的を達成するためには、郡レベルをパイロット対象地とすることが適当であると考えられる。ただし、バ国の制度上、UzDMC（郡災害管理委員会）がDDMC（県災害管理委員会）下に位置付けられており、県が地方防災計画策定の監督を行うべき立場にあること、また、（Development Authorityが設置されているコックスバザール等の一部地域を除き）県の長官が土地利用・開発の許認可権を持つこと、各郡の少額予算要求への承認を県が行うこと、大規模防災インフラの予算要求権限を持つ各省や実施機関への政治的な働きかけは県レベルからのほうが行い易いことなどから、本プロジェクトへ県の関与は重要となることに留意し、県レベルの災害管理委員会との調整も活動の中で実施すること。

（6）パイロット地域の設定

本プロジェクトでは、成果1、2、3においてパイロット地域を対象とした活動を含めており、ベースライン調査の結果を基に、クリグラム県、コックスバザール県、シュナムガンジ県においてそれぞれ2郡を選定する予定である。

クリグラム県は大河川の洪水と河岸侵食による被害が、コックスバザール県は中小河川の洪水、サイクロン、高潮、急斜面崩壊の被害が、シュナムガンジ県は雨季の鉄砲水による急激な水位上昇と季節性の広範囲浸水による被害が大きい。

パイロット事業は実施した成果そのものが目的ではなく、活動を通じて、他地域への普及や全国展開について貴重な経験・教訓を抽出して、それを仕組みとして確立していくことが重要となる。バングラデシュでは地域ごとに、地理条件・発生する災害の種類・資産の集積度合い・土地利用状況に大きな差が見られるため、他地域への展開に係る有益な教訓を得るためには、パイロット郡の選定は重要となる。よって、パイロット郡選定の基準案の検討においては他地域への展開を行うことを意識し、十分な知見・教訓が得られる基準とすること。また、選定基準や方法、結果についてバングラデシュ側と上記の共通認識を得て進めるよう留意すること。

具体的なパイロット郡についてはプロジェクト開始後に情報収集を十分に行い、被害の実態と課題を把握・整理した上で、パイロット対象地として適切かどうか検討の上、選定することとなる。選定にあたっては、政治的な意向のみで決められないよう、選定に係る根拠を論理的に整理した上で、JICAバングラデシュ事務所とも連携して防災救援省、防災局に働きかける必要がある。また選定基準としては、災害リスクの他に①現在の資産集積具合（災害対策の重要度合）、②災害対策の実現可能性、③将来の発展可能性（将来リスクの可能性）等を想定するが、他に具体案があればプロポーザルにおいて提案すること。なお詳細計画策定調査を通じて、コックスバザール県はコックスバザールシヨドル郡、シュナムガンジ県はシュナムガンジシヨドル郡がパイロットサイトとして想定されている。

シヨドル郡は県庁所在地の郡のことであり、いずれも地理的にはシヨドル郡の内部に、独立した行政区であるポルシヨバが存在する。行政区分上はシヨドル郡及びポルシヨバは別の団体であるものの、地方防災計画の包括性や一体性などのため、コックスバザール、シュナムガンジのいずれのエリアにおいても、シヨドル郡の災害管理委員会の枠組みを活用し、ポルシヨバの代表者出席の下で地方防災計画策定に係る活動を行ったうえでシヨドル郡・ポルシヨバの両エリアを包括する地方防災計画を策定する形を想定している。コンサルタントは、活動の開始に先立ち、シヨドル郡、ポルシ

ヨバの両関係者に本枠組みの確認を行った上で活動を開始すること。また、計画内容の検討においては、この行政区分を意識し、それぞれの役割分担を明確に記載すること。さらに、協働で策定した計画をポルショバ災害管理委員会でも承認するよう調整することで、地方防災計画がポルショバにとっても正式な計画と位置付けられるよう配慮すること。

また、パイロット活動を次の順序で進めていくことを想定している。①最初に選定された1つ目の県内の2つのパイロット郡において、プロジェクト活動1年目で地方防災計画を策定、②1年目で選定された県以外の2県において、プロジェクト活動2年目で地方防災計画を各1郡ずつ策定及び1年目で策定された地方防災計画の実施促進、③引き続き残りのパイロット2郡において、プロジェクト活動3年目で地方防災計画を策定及び②で策定した地方防災計画の実施促進（必要に応じて②の実施促進も継続）、④③で策定した地方防災計画の実施促進（必要に応じて③の実施促進も継続）を支援する。この流れで業務を実施することで、各活動で得られた課題や教訓を生かして次の活動を行うことができると想定しているが、パイロット活動について具体的な進め方の案がある場合にはプロポーザルにおいて提案すること。なおパイロット活動実施の順序については、詳細計画策定調査時はシュナムガンジ県を1年目に実施することを想定していたが、「（9）本プロジェクトと関連するJICA他プロジェクトとの連携」に記載のとおり、「南部チッタゴン地域開発事業（仮称）」に向けた協力準備調査におけるサブプロジェクトの案件リスト策定に間に合わせるために、コックスバザール県を1年目に実施するよう先方と協議の上、合意を得る予定である。またそれに際し、同協力準備調査のスケジュールが先行していることに鑑みて、業務計画や担当団員のアサインの投入に係る活動計画を策定すること。

（7）本プロジェクトにおけるカウンターパートの能力強化

本プロジェクトでは、地方防災計画策定のための中央レベルのDDM職員及び地方レベルの職員（DRRO（県）、PIO（郡））の防災関係機関の調整能力、本プロジェクトで立ち上げる予定の「テクニカルサブコミッティー」メンバー（詳細はMM及びR/D参照）の地方防災計画策定能力を強化していくことを目的としている。ただし、DDMは現状地方防災計画策定を担う主体となる部署が不明確となっており、現状はDDM内の計画・開発部を中心に本プロジェクトを進めていく立て付けとしている。DDMの業務分掌を整理し、早急に主体となる部署を設置もしくは既存の部署に明確な所掌を与えるよう防災救援省高官、DDM局長にプロジェクトを通して働きかけていく必要がある。また、地方防災計画策定を担う主体となる部署が確定した場合には同部署がプロジェクトの中心となるよう調整を行う必要が出てくることに留意すること。現状の案より効率的・効果的にプロジェクトを実施可能である体制を提案可能であれば、プロポーザルにて提案すること。

（8）パイロット郡における地方防災計画策定の考え方

① 地方防災計画策定の位置づけ

より実践的な計画とするべく、バングラデシュの防災法で定められている、各郡が制定すべきとされている既存の地域防災計画を改訂する形で地方防災計画を策定していくことを想定している。既存の地方防災計画のレビューおよび改訂に

は以下の点に留意が必要である。

ア) 地域によって郡単位でも災害の特徴が異なるケースがあるため、それぞれの災害の特徴に合わせた防災事業が必要となること。

イ) 地方防災計画策定のために関係機関が連携し、災害リスク削減のために各機関の事業を連携して進めていくというコンセンサスを取り、個々の防災関連事業との相乗効果を得ること。

ウ) 既存の地域防災計画は被災後の支援（レスポンス）に焦点を当てたものとなっていることが多いため、事前防災投資事業計画を含む形に変更していくこと。

② パイロット郡における地方防災計画策定の手法論

JICA は、2020 年を目標年とする仙台防災枠組のグローバル・ターゲット (e) のうち地方防災計画の策定を効果的かつ実践的に促進するため、「8 ステップー地方防災計画の策定に係る実践手法（配布資料）」を取りまとめた。本プロジェクトの成果 3 における地方防災計画の策定に係る活動を実施する際には、バングラデシュにおける行政プロセスや行政構造に合わせつつ、同手法をなるべく活用すること。地方防災計画の策定において、C/P の主体性の醸成方法を含めた具体的なコンサルタントチームの支援方法案並びに各関係機関をどのようにファシリテートするか等をプロポーザルにおいて提案すること。また、本プロジェクトの実施・活用結果を踏まえ、同手法そのものについて改訂すべき内容がある場合には JICA にフィードバックすること。

③ 対象とする災害種

本プロジェクトを通じて策定される地方防災計画の主な対象災害について、成果 1 に係るハザード・リスクアセスメントは可能性のある自然災害（地震を含む）を全て対象とするが、成果 3 に係るパイロット地方防災計画は上記（5）で記載の各地域で特にニーズが高い災害種（現時点では、サイクロン、高潮、洪水、河岸浸食を想定）を対象とすることを想定している。各地域で具体的に対象とする災害種については、プロジェクト開始後に C/P に十分に確認の上、選定すること。

④ 地方防災計画の策定体制

本プロジェクトではプロジェクト合同調整委員会（JCC：Joint Coordinating Committee）の直下に各成果のプロジェクト活動を実施するワーキンググループを設置予定である（詳細は RD 及び MM 参照）。地方防災計画策定において、DDM のワーキンググループ担当者が策定の全体の取り纏めを行うが、実際の作業はワーキンググループに配置される PIO とパイロット地域の PIO 及び他省庁出先機関担当者で行う。作成したドラフトを郡災害管理委員会で検討し、承認を得て正式な計画とすることを想定している。各地域における郡災害管理委員会メンバーに対しては、仙台防災枠組や本支援で目指している地方防災計画がどのようなものかを具体的に研修等を通じて説明し、コンセンサスを形成した上で計画の策定を支援すること。

また、具体的な計画の策定にあたり、省横断的な課題の検討および技術的な検討を行うプロジェクトステアリングコミッティ及び作業部会であるテクニカルサブコミッティ（中央レベル）及び郡レベルのサブコミッティも設置予定となっている（詳細は RD 及び MM 参照）。特に、パイロットでの地方防災計画策定においては、郡のサブコミッティの役割が重要であり、メンバーの選定には十分に留意す

ること。

⑤ 地方防災計画策定状況の関係者への共有

本プロジェクトでは最終的に全国へ地方防災計画を展開する計画を立案することを目指しているため、パイロット地域以外の DRR0 や PIO などに随時地方防災計画策定の手法や教訓を共有していく必要がある。活動の中で、成果 1, 2 で整備した研修をパイロット地域以外関係者にも受講できるようにすることや、成果 3 の活動成果を定期的に関係者を集めたセミナー・ワークショップなどで発信・共有するなどの工夫を行うこと。具体的な共有に向けた取り組み案があればプロポーザルにおいて提案すること。

(9) 本プロジェクトと関連する JICA 他プロジェクトとの連携

① 「包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト」

JICA は 2020 年 9 月頃より「包括的河川管理に係る計画策定能力強化及び技術適応サイクル構築プロジェクト」を実施予定である。コックスバザール県では、一つの活動コンポーネントとして 2021 年よりバングラデシュにおける中小河川を対象とした河川計画の立案を支援することを想定している。先方実施機関は水開発庁であり、同プロジェクトにおいて支援する河川計画立案手法を用いて、水開発庁自身がパイロット活動対象河川であるコックスバザール管区の 3 河川以外の中小河川においても河川計画を立案していく予定である。よって、本プロジェクトにおいて特に中小河川の洪水を対象とした地方防災計画策定に係る活動を行う際には、水開発庁の河川計画の方針と、災害リスク評価、防災インフラ建設や流域の土地利用方法などにおいて齟齬が生じないように、同プロジェクトと定期的に情報・意見交換を行うなど十分留意すること。さらにクリGRAM 県では地方防災計画の検討にあたり、同案件で把握する大河川の挙動の特性やそれを踏まえた実効性のある対策を、時間的に可能な範囲で反映させた地方防災計画を策定する。例えば構造物対策では河道制御を促進する対策工、市街地や重要インフラを守る河岸防御、開発を勧めない地域の特定（土地利用規制）、将来的な構造物対策も念頭においた非構造物対策などが想定される。

② 「災害リスク管理能力強化事業」

2016年6月より実施中である円借款「災害リスク管理能力強化事業」では、過去の自然災害で被災したインフラの復旧・復興を通じた更なる被災リスクの軽減、被災後の対応のための情報伝達機器や救援用機材の整備、迅速な災害復旧・復興の仕組み構築及びその実施を行い、政府の防災サイクル全般に対する総合的な災害リスク管理能力の強化を支援している。パイロット地域において同事業の活動が行われている場合、もしくは同事業内で試行中の災害復旧ファンドからの予算取得の可能性がある場合は、地方防災計画策定の際に同事業と情報・意見交換を行い、活動を計画内に組み込み、活動内容の調整が必要となった場合は具体的な調整案をJICAへ提案すること。また、コンサルタントにて、同事業のコンサルタントと適切に情報交換、調整を行うこと。

③ 「南部チッタゴン地域開発事業（仮称）」

バングラデシュ南部チッタゴン地域において、住民生活の質向上に資する公共インフラの整備等を行うことを目的とした「南部チッタゴン地域開発事業（円借款）」の実施が予定されており、2020年から2021年度にかけて案件内容を検討するための協力準備調査が実施される予定となっている。同事業では、同地域の公共インフラ整備を協力の柱として位置付けており、内容として道路整備のほか、排水施設等も想定されている。また本案件の対象地域であるコックスバザール県も含まれており、チョコリア郡、モヘシュカリ郡等が本案件との連携可能地域として想定されている。具体的な連携方法は上記協力準備調査等を通じて情報交換、調整を行うが、2021年第1四半期までにはサブプロジェクトの案件リストを策定するスケジュールとなっている。本案件により策定される地方防災計画の実施を促進していくために同事業の活用を積極的に検討する必要がある。同スケジュールを踏まえてプロジェクト活動をを進める必要がある。また防災の主流化の観点から、本案件の災害リスク評価を踏まえた個別インフラ計画、土地利用の促進など、本案件の成果の活用先にもなり得ることから、同事業での成果活用の可能性についても念頭において活動を進めること。

④ 「災害リスク削減のための建物の安全性強化促進プロジェクト」

2015年12月より、住宅公共事業省傘下の公共事業局職員を主な対象とし、建物の安全性向上のための人材育成体制の強化、耐震診断、耐震設計及び施工監理の実施能力の向上を支援することにより、バングラデシュ都市部の建物の安全性を改善し、被災リスクの軽減を目的としたプロジェクトが実施中である。同プロジェクトの対象地域には、国内の中核都市が含まれており、これまでにコックスバザールで建物の土砂災害リスクの調査などを実施しているため、同プロジェクトの成果活用を念頭に情報収集を行うこと。また、地方防災計画における政府庁舎などの耐震診断・耐震化に際しては、同プロジェクトの技術を適用することを通じた連携の可能性があることから、同プロジェクトのコンサルタントと適切に情報交換、調整を行うこと。

⑤ 「金融包摂強化プロジェクト」

2019年3月より、金融及び非金融サービスの組み合わせの開発、政策、法制度等の改善、実施機関のマイクロ保険提供能力の向上により、金融及び非金融サービスが提供されるメカニズムの整備及びこれらのサービスの利用促進を通じた、貧困層の気候変動を含むリスクへのレジリエンスの向上を目的としたプロジェクトが実施中となっている。上記プロジェクトの対象地域は、本プロジェクトの対象地域と重なっており、双方の情報共有を通じた連携が期待されている。特に、本プロジェクトで実施されるリスクアセスメントの結果は、上記プロジェクトの貧困層に対するリスクの基盤情報として活用が期待されており、同事業のコンサルタントと適切に情報交換、調整を行うこと。

⑥ 「防災セクター調整アドバイザー」

2019年8月よりバングラデシュに派遣している「防災セクター調整アドバイザー」は、国家レベルにおける防災セクター関係機関の調整・連携が促進されるための支援を行っている。同専門家のTORにはJICAが実施する他プロジェクトの実施促進も含まれていることから、業務実施上、防災セクター関係諸機関との調整で協力

が必要となる場合は、JICAを通じて適宜同専門家とも連携・協力を行って事業を進めること。

- ⑦ ハオール地域洪水対策・生計向上事業
シュナムガンジ県を対象地区に含む同円借款事業の状況・知見を、地方防災計画の検討時に参照すること。
- ⑧ 防災セクター基礎情報収集調査（仮称）
JICA では新規の防災関連資金協力案件の形成のための防災セクター基礎情報収集調査（仮称）を 2021 年に実施予定となっている。具体的な連携方法は本協力準備調査の主管部や受託コンサルタント等を通じて情報交換、調整を行うが、同調査へ本案件の地方防災計画の情報をインプットし、資金協力を活用した地方防災計画の事業化に向けた連携を行う。

（10）本プロジェクトと関連する世界銀行実施のプロジェクト情報収集

本プロジェクトにおいて実践的なハザード・リスク評価の手法を開発し、パイロット地域において実際に適用し、地方防災計画策定の際のバングラデシュにおける公式の災害リスク評価手法として定着させていくことを想定している。一方で、世界銀行も 2021 年度以降コックスバザール県においてハザード・リスク評価手法の開発とそれに基づくインフラ強靱化の提案を行う予定であり、本プロジェクトとのデマケーション及び両プロジェクトの具体的な進め方について、JICA と世界銀行間で議論していく必要があり、現場レベルでの情報収集も同時に行うため、コンサルタントも現地世界銀行関係者（世界銀行が雇ったコンサルタント含む）と情報・意見交換を行い、本プロジェクトの効率的・効果的な成果の発現のために必要な現地レベルの具体的な世界銀行側との調整状況について JICA へ適宜報告すること。

（11）地方防災計画に基づく防災投資の促進

本プロジェクトでは、地方防災計画の策定だけが目的ではなく、その計画の実行・実施を通じた防災投資の促進も目的としている。本プロジェクトでは上記（3）バングラデシュ側防災関係機関との協働体制の構築に記載事項にも留意の上、政府の独自予算による策定された地方防災計画の実施に向けた支援を行う。特に、活動計画を策定する際には、バングラデシュの会計年度（7月から6月）を意識して計画実施のための予算獲得に向けた活動スケジュールを工夫すること。バングラデシュにおいては一定規模以上の事業を実施する際には、各実施機関（庁、局レベル）が開発事業計画申請書（Development Project Proposal: DPP）を起案、所管省庁省へ提出し、所管省庁及び計画省の承認を得る必要がある。そのため、DPPの起案のための情報の収集手法、提出から承認に向けた作業スケジュールの整理、事業の必要性を効果的にアピールするツール（防災インフラ整備による効果、他機関の事業との相乗化などを視覚的に分かりやすく見せる資料など）についてもカウンターパート機関を支援すること。さらに治水・利水を主要課題とした総合的な国家計画である「バングラデシュ・デルタプラン2100」に関する見直しのタイミングを念頭に、地方防災計画の関連事業の掲載に向けた働きかけについてもプロジェクトにおいて支援する。また、政府予算獲得以外の事業化についても追及すること。具体的には、ドナーなどの外部資金の獲得を視野に入れ、獲得に必要なプロセス及び情報について整理するとともに、同計画を紹介するセミナー等の実施を検討の上で、他ドナーへの積極的な働きかけにも留意す

ること。なお上記（９）に記載のJICA事業と連携した事業化についてもプロジェクトにて検討し、またその他のJICA事業による事業化についてもJICAと協議の上、検討すること。その際に、JICA事業の他案件が先行するスケジュールになっていることから、業務計画や担当団員のアサインの投入について前倒しで実施することを検討すること。

（１２）プロジェクト実施体制

本プロジェクトの主たるカウンターパート機関は、DDM である。本プロジェクト実施体制として、バングラデシュの事業実施の仕組み上、DDM 局長が Head of Procurement Entity (HOPE) という事業実施調整統括者となる。プロジェクトダイレクターは DDM 計画・開発部長がプロジェクトマネージャーは DDM 計画部副部長が務めることでバングラデシュ側と合意している。また、プロジェクトダイレクターの下に各成果に対応する形で４つのワーキンググループを設置している。なおワーキンググループ３の地方防災計画策定に係る活動における実質の実働部隊としてテクニカルサブコミッティーを設置することをプロジェクト活動に含めている。当該コミッティーが非常に重要な役割を果たすことから、委員の選定にあたっては、プロジェクトが効果的・効率的に実施されるようカウンターパートや JICA 事務所等とも相談の上、十分な検討を行うこと。テクニカルサブコミッティーには DDM の人事下にある PIO が、パイロット地域に加えもう１名追加配置されるよう DDM が調整することで先方と合意している。

本プロジェクトでは JCC に加えて、防災救援省計画・開発担当次官補を議長とする関連省庁ハイレベルメンバーで構成されるステアリングコミッティーを開催することでバングラデシュ側と合意しており、各局間では決着がつかず省庁間の調整が必要な場合や、省庁間の連携に課題がある場合は、ステアリングコミッティーでの解決を検討・合意すること。

（１３）プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスである。そのため、コンサルタントは事業成果の発現に向け、先方実施機関及び JICA と協同で創意工夫し、事業進捗の促進に向けた取組を行うことが基本となる。よって、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として関係者へ共有するとともに、活動へ反映すること。

また、バングラデシュでは洪水やサイクロン等の災害が発生すると、DDM 及び PIO 含む郡防災関係者が応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災関係機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、バングラデシュにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させること。

コンサルタントは、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA はこれら提言を検討し、先方実施機関との間で合意文書の変更やそれに伴うコンサルタントとの契約変更等、必要な対応をとることとする。

② Monitoring Sheet の作成・活用

本プロジェクトでは、本業務実施契約で派遣される JICA 専門家チーム及びカウンターパートによる定期モニタリングを実施する。定期モニタリングに際しては、所定の Monitoring Sheet 様式を用いて、派遣前の事前打ち合わせにて Ver. 1 を JICA と確認し、その後の第一回合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）においてカウンターパートと協議を行い、合意する。

案件開始後は、6 か月ごとの定期的なモニタリング（PDM 達成状況、PO 進捗、実施上の課題の確認、等）をカウンターパートと合同で行い、JICA バングラデシュ事務所に提出すること。Monitoring Sheet に定められる項目には活動報告のみならず、成果の発現状況（上位目標の達成見込みを含む）解決すべき実施上の課題、懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正負の影響を及ぼす外部要素、他ドナーの防災関連事業の進捗状況を含むこと。

③ JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、カウンターパートの配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することが R/D 本文に記載されている。コンサルタントは JCC の開催に際し、基礎資料として既に実施した業務に関連して作成した資料等や活動結果を整理、カウンターパートや JICA へ提供する、JCC の Minute of Meeting 案のドラフトを作成するとともに、カウンターパートによる準備が円滑になされるよう状況の確認及び支援を行うこととする。

なお、JCC は日本・バングラデシュ双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。

④ モニタリングへの協力

プロジェクト実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがバングラデシュ側関係者と共に行う。プロジェクト進捗に支障をきたす事案が発生した場合は、速やかに JICA へ報告・相談を行うこと。

JICA は、以下の場合において適宜運営指導調査を実施する予定である。

- (ア) プロジェクト開始時、開始後 24 ヶ月頃及び終了時
- (イ) プロジェクトの計画の見直しが必要な場合
- (ウ) 実施運営上の問題が発生している場合

調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において協議の調整や同席等、調査団へのサポートを行うものとする。

(14) 国際・地域会議等における成果発信

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバル・ターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントは JICA、DDM と相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域防災プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが 1 年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの 1 つとして設定し、プロジェクトの進捗管理及び成果発信を行っていくこと。

本プロジェクト実施期間中には、2021 年と 2023 年に防災グローバルプラットフォ

ーム、2022 年にアジア大洋州地域における防災プラットフォームがそれぞれ開催される予定であることから、これらを含む国際会議を活用してバングラデシュ側カウンターパート及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもって双方と相談すること。

また、プロジェクト成果の共有や広報の観点から、第三国への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案し、別見積もりにて積算すること（必要と認められる場合、JICA からバングラデシュ側に提案する）。

（15）プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材の数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を進捗報告に係る報告書等に記録し、JICA に報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

（16）広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、バングラデシュ国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台防災枠組の内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。同計画においては上記の国際会議等のイベント日程を考慮すること。また、本プロジェクトは SDGs におけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意する。

① 現地マスメディアへの発信

本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をバングラデシュ国内に広く認識してもらうため、JICA バングラデシュ事務所と協力し、現地マスメディアに対するプレスリリースの配信や記者向け説明等を行うこと。また、その際は、カウンターパート機関の広報部門と協力し、カウンターパート機関から現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかけを行うこと。なお実施に当たっては、JICA バングラデシュ事務所の広報方針に留意すること。

② バングラデシュ政府機関や他援助機関・NGO 等への発信

本事業では、実施体制に含まれる機関以外に様々な関係者を広く巻き込むことで、DDM の調整能力向上にも貢献することから、重要なバングラデシュ政府機関、他援助機関・NGO 等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよう、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行うこと。特に、本プロジェクトが取り組む事業や作成されるガイドライン等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。上記について、効果的な活動をプロポーザルにて提案し、必要な経費について本見積りで積算すること。

③ JICA ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上 JICA へ進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

④ 写真、映像（動画）

各種広報媒体や視聴覚資料の作成で利用できるよう、活動に関連する写真・映像を撮影し、提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるものや日本側とバングラデシュ側双方がコミュニケーションしているものとなるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとする。

（17）他援助機関・国際機関との情報共有・連携

バングラデシュでは、アジア開発銀行（ADB）、国連開発計画（UNDP）、世界食糧機関（WFP）、世界銀行等が防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先行事例を活用できるよう、また本プロジェクトの成果を他プロジェクトで活動してもらうよう他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施すること。

また、JICA は UNDRR と業務協力協定を締結しており、UNDRR が行う仙台防災枠組の推進、各国の進捗状況のフォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記（13）のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNDRR の本部（在ジュネーブ）、アジア太平洋地域事務所（在バンコク）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、DDM がバングラデシュ国内において UNDRR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA になるべく前もって情報提供すること。

（18）バングラデシュにおけるラマダン・イードや雨季を考慮した活動計画の提案

バングラデシュにおけるラマダン・イード期間（プロジェクト中では 2021 年は 4 月から 5 月にかけて、2022 年は 4 月、2023 年は 3 月から 4 月にかけて、2024 年は 3 月頃）及び災害が多発する 6 月～10 月頃の雨期を考慮して、団員派遣・活動計画を提案すること。

本プロジェクトにおけるハザード・リスク評価及び防災計画策定等にあたっては、バングラデシュにおける気候変動の影響により増大することが予想される降雨の影響について、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）での最新情報、既存の調査・研究の情報収集・分析を行うとともに、バングラデシュのデルタプラン 2100 や気候変動政策をレビューし、最新の検討状況を踏まえ、気候変動への適応の観点からも検討を行うこと。なお、バングラデシュにおいて気候変動関連対策は、環境森林・気候変動省が所管している。

（19）ローカルコンサルタント及び現地傭人の育成・活用

本業務終了後には、防災救援省、DDM が本プロジェクトの成果を活用し、パイロットサイト以外の地方防災計画の策定及び実施を自国予算で行っていく予定である。一

方で、防災救援省、DDM は特に技術面での知識や科学的なデータの蓄積が組織として不十分であり、成果の活用に支障が出る可能性がある。そのため、現地のローカルコンサルタントや現地傭人等の外部リソースが、こうした技術面でのサポート機能を担う体制を作ることにより、持続性を確保することを検討している。具体的にはハザード・リスクアセスメント、構造物／非構造物対策の検討、DMC の運営・ファシリテーションなどの地方防災計画の作成に伴う各種作業の手順を、DDM が現地のローカルコンサルタントや現地傭人を活用し、これらの検討・実施が可能となる体制の構築を想定している。

本プロジェクトの実施に際しても、上記体制の構築を念頭にローカルコンサルタントに地方防災計画関連の業務経験を積ませる、という観点から、地方防災計画策定に係る業務について現地再委託を想定する。ローカルコンサルタント調達実施時には県毎のパッケージ分けなどの工夫を検討すること。また、DDM 職員や各ワーキンググループ向けのものとは別に、DDM 等が参考とするためのコンサルタントの TOR や作業に係る手引き書を作成するとともに、本プロジェクト内の試行を通して、ローカルコンサルタントの技術レベルに応じた記載となるよう適宜修正し最終化すること。

また、地方レベルでは人員が足りず、行政機関の実務者同士主導ではステークホルダー間の十分な調整が行われない可能性があるため、ローカルコンサルタントの他に、現地傭人（中央行政機関の OB など関係者調整に長けている人物）を雇用して配置し、円滑な実施に向けた各パイロットの計画策定及び実施促進を取り仕切る役割を与えるなどの事業実施体制を検討すること。

上記ローカルコンサルタントや現地傭人を活用した、計画策定・実施促進の体制について、持続性・有効性が高いと思われる実施体制につき、プロポーザルに提案すること。

（20）COVID-19 の影響を踏まえた遠隔的な業務実施及び活動計画について

業務開始に当たってCOVID-19の影響により、R/DのAttachment3 Plan of Operationの通りの活動が行えないことが想定され、また現地入りが可能となるタイミングが予測できないため、業務開始当初は、既存データの収集・分析を中心として、C/Pとは遠隔でコミュニケーションを取りながら、国内・現地のどちらでも作業ができるよう柔軟に対応することを可とする。上記を踏まえて遠隔的な業務の実施方法及び活動計画をプロポーザルにて提案すること。（現時点の渡航可能開始時期は2021年4月を想定しているが、今後の状況に応じて渡航開始時期が前後する可能性もある）

6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時にカウンターパートの能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要と判断された場合は業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

なお各活動で記載されている契約期に関しては、後述の「第 4 業務実施上の条件 1 業務工程計画」を参照のこと。

（1）全体に係る活動

① 業務計画書の作成・協議

コンサルタントは共通仕様書に基づき、業務計画書（和文）を作成し、契約日の10

営業日以内にJICAに対して提出し、承諾を得る。

② ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる経緯、詳細計画策定結果並びに業務計画書等を踏まえ、プロジェクト実施の基本方針、方法、業務工程計画を作成し、ワークプラン（案）として取りまとめ、業務開始後1か月以内にJICAに説明・協議し、必要に応じて修正する。その後、バングラデシュ側関係者へ説明を行った後、ベースライン調査（下記③参照）の結果を踏まえて修正したワークプラン（案）及びPDM（案）を、第1回JCCにてバングラデシュ側と協議の上、合意する。

③ 事業効果測定のためのベースライン及びエンドライン調査の実施

事業効果を測定することを主目的に、PDMの指標に係るデータを収集するための簡易なベースライン及びエンドライン調査を実施する。ベースライン調査はプロジェクト開始直後から1か月以内、エンドライン調査はプロジェクト終了3か月前を目処に実施し、取りまとめた調査結果は提出する報告書等に記載する。また、ベースライン調査においては、活動1-1、を中心に現状に係る情報収集と課題分析及びパイロット活動を実施する郡を決定するために必要な情報収集を実施し、その検討結果を第1回JCCで報告する。なお、PDMの指標以外に収集すべきデータがある場合はその内容と理由を含めてプロポーザルにて提案すること。

④ JCC開催支援と進捗説明

議長であるDDM局長がJCCを円滑かつ予定どおり開催するため、コンサルタントはカウンターパートが行うR/Dに定められたJCC参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認し、必要に応じて支援を行うこと。第1回JCCについてはプロジェクト開始2か月以内を目処に実施し、そこでプロジェクト期間中の大まかなJCCの開催時期について確認を行い、以後JCCにて次回分の実施時期を合意すること。JCCにおいてはMonitoring Sheetを活用し、カウンターパートと手分けしてプロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

⑤ 本邦研修の実施

本プロジェクトにおいては、開始から1年以内に防災事前投資に係る本邦研修を1回、2年目以降に地方防災計画策定に係る研修の実施を2回、合計3回の実施を予定している。COVID-19の状況を踏まえつつ、研修実施時期、内容等についてプロポーザルにて提案すること。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2017年6月）に記載される「実施業務」を担当することから、実施に係る経費を見積りに含める。実施にあたっては研修・招へいの趣旨を十分理解し、内容及び実施方法について長期専門家、JICAバングラデシュ事務所及びバングラデシュ政府関係者と協議・調整すること。また、研修参加者・招へい者の人選、必要書類の取付等、研修員受入・招へいに関する支援・調整を行うこと。

第1回

研修員数：WGメンバー10名程度（内、準高級3名を想定）

実施期間：1週間程度

内容：防災事前投資のコンセプト、日本の事例等に係る知見の習得

実施時期：開始から1年以内

第2回、第3回

研修員数：WGメンバー10名程度

実施期間：2週間程度

内容：地方防災計画の策定（防災事前投資につながる事例）に係る知見の習得

実施時期：2年目以降

（2）成果1に関する活動

【第1期】

- ① バングラデシュ国におけるハザード情報の整備状況、リスク分析の実施状況を調査し、郡レベルの防災計画策定への適用性を踏まえて課題を分析（活動1-1）

成果1においてバングラデシュにおける実践的なハザード・リスク評価手法の開発のため、現状の被災情報収集及び蓄積の手法・システム、既存のハザード・リスク分析の手法及び実施状況等、課題の抽出に必要な収集し、分析を行う。加えて社会的・経済的・制度的などの開発の観点での脆弱性や脅威を総合的リスク要因として統合的に分析する。収集した情報は日本側及びバングラデシュ側で参照できるように英文・現地言語にて報告書として取りまとめる。なお、調査方法及び現時点で想定される分析手法について、プロポーザルにおいて提案すること。

- ② 活動1-1で整理された課題を踏まえて、防災関係省庁との連携の下、郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントの方法を確立（活動1-2）

上記1-1で得た情報をもとに、より強靱かつ包摂的な社会・経済システムの構築を念頭においた地方防災計画策定のための実践的なハザード・リスクアセスメント手法を確立する。洪水リスク情報においては地形条件を活用し（活用例は配布資料⑤参照）、またJICA包括河川プロジェクトにおけるハザード・リスク評価手法と齟齬が生じないように、プロジェクト関係者と十分議論し方向性を統一するよう留意すること。また、他ドナーが行っているハザード・リスク評価手法の情報も収集し、この活動で確立する手法が信頼性を担保しつつもより実践的となるよう十分留意すること。またプロジェクト開始1年目にパイロット県となるエリアで実践するハザード・リスク評価手法案については他県に適用するものより早期に作成し、活動1-4及びパイロット活動を通して試行的に現地で適用、得られた教訓をもとにパイロット活動中及び終了後にハザード・リスク評価手法を更新する。

- ③ 防災救援省の支援の下、防災局が郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントのガイドラインを作成し、人材育成のための研修を実施（活動1-3）

活動1-2で確立したハザード・リスクアセスメント手法をガイドラインに纏め、ガイドラインがバングラデシュ側に正式承認の行政手続きを行うよう支援する。またガイドライン案ができた段階でそれに基づく人材育成研修の内容を検討し、DDMが防災関係者へ実施する研修プログラムへ組み込むよう支援を行う。研修プログラムへの組み込みに時間がかかる場合は、地方防災計画策定のスケジュールに合わせて別途ワーキンググループ2、3の構成メンバー中心に研修を実施する。人材育成に係る研修は各県で適用するハザード・リスクアセスメント手法及びパイロット活動実施時期ごと

に複数回実施することが想定されるが、研修の実施時期・対象者・研修内容についてプロポーザルにおいて提案すること。

④ 活動 1-3 の研修を受講した人材によりパイロットエリアの地域特性を考慮してハザード・リスクアセスメントを実施（活動 1-4）

上記③の研修を受講したワーキンググループメンバーによる、活動 1-1 で収集した情報を活用しつつパイロット地域のハザード・リスクアセスメントが、円滑かつ有効に行われるようこれを支援する。ハザード・リスクアセスメント結果は日本側及びバングラデシュ側で参照可能なように、英文及び現地言語による報告書として取りまとめること。

【第2期】

① 活動 1-1 で整理された課題を踏まえて、防災関係省庁や他セクターの関連省庁との連携の下、郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントの方法を確立（活動 1-2）

活動 1-4 及びパイロット活動を通して得られた教訓を踏まえ、ハザード・リスクアセスメント手法を更新・最終化する。

② 防災救援省の支援の下、防災局が郡レベルの防災計画策定に適用できるハザード・リスクアセスメントのガイドラインを作成し、人材育成の研修を実施（活動 1-3）

研修の実施・パイロット活動を通して得られた教訓及び活動 1-2 で更新・最終化されたハザード・リスクアセスメント手法を踏まえ、ハザード・リスクアセスメントガイドラインを最終化し、バングラデシュ側に正式承認の行政手続きを行うよう支援する。また、同様に研修内容を最終化する。

③ 活動 1-3 の研修を受講した人材によりパイロットエリアの地域特性を考慮してハザード・リスクアセスメントを実施（活動 1-4）

プロジェクト開始 3 年目におけるパイロット対象地域のハザード・リスクアセスメントを実施する。ハザード・リスクアセスメント結果は日本側及びバングラデシュ側で参照可能なように、英文及び現地言語による報告書として取りまとめること。

（3）成果 2 に関する活動

【第 1 期】

① 防災救援省、防災関係省庁の連携の下、防災局の主導により実効性のある地方防災計画策定に係る作業部会（英語標記：Technical Sub-Committee）を中央レベルに設立し、地方防災計画策定の基本方針、策定方法、対策選定及び実施の手続きを整理したガイドライン（地方防災計画策定ガイドライン）案及びその概要版を作成（活動 2-1）

効果的・効率的に本プロジェクトの目的を達成するためにカウンターパート、JICA 事務所等と相談の上、最適な機関より適切な人選を行い、地方防災計画策定のための実働部隊としてテクニカルサブコミッティーを設置する。テクニカルサブコミッティー設置に向けて TOR を作成し、各機関からの構成員の役割を明確化すること。また、テクニカルサブコミッティーが、他地域において地方防災計画を策定の際にも設置されること、つまり常設のものとなることを念頭において、選定する職位等に留意すること。TOR の作成方針について、プロポーザルにおいて提案すること。

また 8 ステップを基にバングラデシュの現地事情に合わせた地方防災計画策定の基本方針、策定方法、対策選定及び実施の手続きを整理したガイドライン（地方防災計画策定ガイドライン）案と、広く宣伝に使用可能なその概要版を作成する。また総合リスクの観点から、より強靱かつ包摂的な社会・経済システムの構築を念頭においた地方防災計画とするため他セクターの巻き込みについても検討する。地方防災計画策定の基本方針と策定方法の方針についてはプロポーザルにおいて提案すること。

- ② 活動 2-1 で作成されたガイドライン案を基に、作業部会が県災害管理委員会（DDMC）、郡災害管理委員会（UzDMC）等を対象とした郡レベルの防災計画策定に係る研修マニュアル及び教材を作成（活動 2-2）

活動 2-1 で作成された地方防災計画策定ガイドライン案を基に、郡の防災関係者への防災に係る意識レベルに考慮した、地方防災計画策定に係る研修内容を検討し、研修のマニュアルと教材を作成する。事前に把握した各レベルの災害管理委員会の技術的なレベルなどを踏まえ、事前防災の意識啓発に主眼を置いたものとなるよう留意すること。

- ③ 活動 2-2 で作成された研修マニュアルに沿って、作業部会がパイロットエリアの県災害管理委員会、郡災害管理委員会等を対象とした郡レベルの防災計画策定に係る研修を実施（活動 2-3）

活動 2-2 で作成された研修マニュアル及び教材を使用して、パイロット地域の防災関係者へ研修を実施する。並行して DDM が持つ防災関係者向けの研修プログラムへ本研修を組み込むよう働きかけを行う。パイロット地域ごとに研修を実施することを想定しているが、研修実施方法及びスケジュールに別の提案がある場合はプロポーザルにて記載すること。

- ④ 活動 2-3 の結果を踏まえて、作業部会の支援の下、パイロットエリアの県災害管理委員会、郡災害管理委員会が郡防災計画策定サブコミッティーを組織し、地方防災計画の内容と計画策定に必要な活動を明確化（活動 2-4）

郡防災計画策定サブコミッティーはテクニカルサブコミッティーと協力しながら、関係者との調整を行い、8ステップに基づく地方防災計画策定の作業を行っていくという位置づけである。他地域への将来的な地方防災計画策定・実施の展開に向けて、他地域においても郡防災計画サブコミッティー設置されるようになることを意識して、同サブコミッティーの人選及びTORの作成を行うこと。人選基準案及びTOR案を作成する際はカウンターパート及びJICA側と相談すること。また最初のパイロット活動で得られた教訓をもとに、2回目のパイロット活動における人選基準案及びTOR案を更新する。

- ⑤ 活動 2-3、2-4 の結果を踏まえて、作業部会においてガイドライン案（概要版を含む）、研修マニュアル及び教材を改定（活動 2-5）

活動 2-3、2-4 及びパイロット活動から得られた教訓をもとに、テクニカルサブコミッティーが活動 2-1 で作成された地方防災計画策定ガイドライン案及び活動 2-2 で作成された研修マニュアル・教材を更新する。

【第 2 期】

- ① 活動 2-2 で作成された研修マニュアルに沿って、作業部会がパイロットエリアの

県災害管理委員会、郡災害管理委員会等を対象とした郡レベルの防災計画策定に係る研修を実施（活動 2-3）

プロジェクト開始 3 年目に活動を行うパイロット地域の防災関係者へ研修を実施することを想定しているが、研修実施方法及びスケジュールに別の提案がある場合はプロポーザルに記載すること。

- ② 活動 2-3 の結果を踏まえて、作業部会の支援の下、パイロットエリアの県災害管理委員会、郡災害管理委員会が郡防災計画策定サブコミッティーを組織し、地方防災計画の内容と計画策定に必要な活動を明確化（活動 2-4）

2 回目のパイロット活動で得られた教訓をもとに、3 回目のパイロット活動における人選基準案及び TOR 案を更新し、それに基づき郡防災計画サブコミッティーを組織する。3 回目のパイロット活動を終えた後、得られた教訓をもとに人選基準案及び TOR 案を最終化する。

- ③ 活動 2-3、2-4 の結果を踏まえて、テクニカルサブコミッティーがガイドライン案（概要版を含む）、研修マニュアル及び教材を改定（活動 2-5）

活動 2-3、2-4 及びパイロット活動から得られた教訓をもとに、テクニカルサブコミッティーが活動 2-1 で作成されたガイドライン案及び活動 2-2 で作成された研修マニュアル・教材を最終化する。

（4）成果 3 に関する活動

【第 1 期、第 2 期共通】

- ① 郡防災計画策定サブコミッティーが、Union 災害管理委員会と協力して対象エリアの災害履歴を集約（活動 3-1）

既存の災害情報収集体制を確認の上、郡防災計画策定サブコミッティーが対象とする災害種について災害履歴情報を収集する。

- ② 郡防災計画策定サブコミッティーが、活動 3-1 と、活動 1-4 よって得られたハザード・リスクアセスメントの結果をもとに、対象エリアにおける災害リスクをとりまとめる（活動 3-2）

パイロット地域における土地利用状況や資産の集積状況の情報は活動 1-4 を実施する際にテクニカルサブコミッティーメンバーへ共有されるようにする。災害リスクを土地利用状況や資産集積状況が分かる地図に落とすなど、地方防災計画策定の議論がしやすい形に取りまとめる。また社会的・経済的・制度的などの開発の観点での脆弱性や脅威を総合的リスク要因として統合的に分析し、同エリアでの社会・経済システムのリスクについても勘案する。

- ③ 郡防災計画策定サブコミッティーが、上位防災計画やその他各関係実施機関の事業計画、JICA 含むドナーの事業計画や過去の防災プロジェクトの成果等を参照し、対象エリアにおける構造物・非構造物対策の実施及び計画の状況を分野横断的に集約（活動 3-3）

テクニカルサブコミッティーの協力の下、各関係省庁の事業実施計画やドナーなどのプロジェクト計画を参照し、対策をマッピングしたうえで残余リスクを時系列的に整理する。残余リスクの表示方法については、プロジェクトにおいて先方と協議し、十分検討すること。また残余リスクの削減に向けた事業実施のインセンティブやリス

ク削減効果、費用対効果等が明示的に示せるよう、残余リスクの整理方法、表示方法についてアイデアがある場合、プロポーザルにて提案すること。

- ④ 活動 3-2、活動 3-3 の結果を基に、防災救援省、防災関係省庁、県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定サブコミッティーが、対象エリアにおいて災害リスク低減のために実施可能な構造物対策案を、予算を含めて計画（活動 3-4）

テクニカルサブコミッティーの協力の下、水開発庁を含む防災関係機関の開発方針に則りながら、災害リスク低減のための構造物対策を検討する。また対策案の検討において上記残余リスクの議論を踏まえ、事業実施のインセンティブやリスク削減効果、費用対効果を明示し、立案した計画に確実に予算が付き、また、実施促進されるよう工夫する。

- ⑤ 防災救援省、防災関係省庁、県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定サブコミッティーが、活動 3-4 で計画された構造物対策案の実行によるリスク低減を考慮した非構造物対策案を、予算を含めて計画（活動 3-5）

テクニカルサブコミッティーの協力の下、計画された構造物対策による残余リスクに合わせて必要な非構造物対策を検討する。その際に土地利用規制による災害リスク削減を優先して検討し、規制実施後に残るリスクに対して必要に応じて避難計画の策定や避難場所の設置等を検討する。また社会・経済システムのリスクを踏まえた他セクターも含めた対策案も検討する。

- ⑥ 県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定サブコミッティーが、パイロットエリアで活動する各防災関係機関（ドナー・NGO・民間セクター等）を対象に防災計画案を発表するワークショップを行い、対策実施の方針を協議（活動 3-6）

防災計画の下で地域の防災事業を実施していくうえで他防災関係機関とのコンセンサス形成は不可欠であるため、理解の促進及び方針のすり合わせのためワークショップを実施する。ワークショップの開催にあたり、どの関係者を集めるべきか案があればプロポーザルにおいて提案すること。

- ⑦ 県災害管理委員会、郡災害管理委員会の支援の下、郡防災計画策定 WG が、活動 3-2 から活動 3-6 を踏まえて防災計画実行に必要な予算を管轄する省庁を特定し、地方防災計画を最終化（活動 3-7）

防災計画に含まれる事業の予算獲得の道筋までを計画に含め、ドラフトを県議会及び郡議会など然るべき公的組織によって承認されるよう予算の申請には中央政府の調整が不可欠であるため、実施主体を郡防災計画策定 WG とする。各省庁の事業計画や方針を参照し、実際に予算が配賦されるよう必要な手続き及びスケジュールに配慮した計画とすること。

- ⑧ 県災害管理委員会、郡災害管理委員会支援の下、郡防災計画策定 WG が、防災救援省及び担当省庁・地方政府へ活動 3-7 の成果を報告し、構造物・非構造物対策の予算獲得に必要な働きかけを行う。（活動 3-8）

地方防災計画の中で計画された防災事業について、中央政府の地方出先機関より地

方防災計画に基づいた上位省庁への陳情手法（誰にどのように事業効果をアピールするか）や DPP の作成支援を行うとともに、その実施促進を支援する。

- ⑨ 既存のモニタリング体制を活用して地方防災計画の進捗状況を確認して、必要に応じて計画の見直しを促す。（活動 3-9）

県・郡災害管理委員会にて実施状況をモニタリングして課題を抽出し、中央政府及び県・郡が行うべき活動を整理し、それぞれに対して県・郡災害管理委員会が働きかけを行いつつ、計画の見直しを行うように支援する。また活動 1-1 で確認された既存のモニタリング手法を改善するための支援を行う。

（５）成果 4 に関する活動

【第 1 期】

- ① 防災救援省、防災局が成果 1、2、3 の活動の過程と得られた成果や教訓をもとに、一連の郡レベル防災計画策定・更新に必要な活動が具体的に記載された実務的な手順書案を作成し、試行して完成（活動 4-1）

各ガイドラインを実際にどのように活用して、どの職位の人が何をすべきかというところまで実務者向けに取り纏め、手順書案を作成する。パイロット活動で得られた教訓を踏まえて随時更新する。また、手順書案を正式な文書とするために必要な行政手続きに係る情報収集を行い、整理する。また留意事項（19）「ローカルコンサルタント及び現地傭人の育成・活用」にも記載のとおり普及に際しては、各郡レベルの DMC のみならず、ローカルコンサルタントの活用も不可欠であり、ローカルコンサルタント向けの手引書も作成する。また上記手順書には、ローカルコンサルタントの TOR 案作成要領も含む。

- ② ベースライン調査により全国の県災害管理委員会、郡災害管理委員会の能力や地域特性を把握するとともに、防災救援省、防災局により、各管区における地方防災計画の策定優先順位付けを行う（活動 4-2）

地方防災計画策定・実施を全国へ展開するうえで、展開優先地域を選定するために全国の県災害管理委員会、郡災害管理委員会の能力や災害・地域特性に係る情報を収集する。収集した情報は日本側及びバングラデシュ側で参照できるように英文・現地言語にて報告書として取りまとめる。また、展開先の優先順位付け基準案を JICA と相談の上作成する。パイロット活動で得られた教訓を踏まえて随時更新する。

- ③ 防災救援省、防災局により、活動 4-1 の手順及び活動 4-2 の優先順位に基づく地方防災計画策定の全国展開計画（予算案を含む）及びその実行のための開発予算提案書（DPP）を作成（活動 4-3）

活動 4-1 の手順書案に基づいて必要な人員の調達や活動費に係る金額を積算し、活動 4-2 の優先順位案に基づき全国への展開計画案を策定する。また、全国に展開する活動を一つの事業として DPP の作成を支援する。パイロット活動で得られた教訓を踏まえて随時更新する。また、展開計画案を正式な文書とするために必要な行政手続きに係る情報収集を行い、整理する。

【第 2 期】

- ① 防災救援省、防災局が成果 1、2、3 の活動の過程と得られた成果や教訓をもとに、

一連の郡レベル防災計画策定・更新に必要な活動が具体的に記載された実務的な手順書案を作成し、試行して完成（活動 4-1）

作成した手順書案を、全てのパイロット活動が終了したのち、得られた教訓を踏まえて最終化する。また、必要な行政手続きに基づき手順書を正式文書として承認されるよう働きかけを行う。

- ② ベースライン調査により全国の県災害管理委員会、郡災害管理委員会の能力や地域特性を把握するとともに、防災救援省、防災局により、各管区における地方防災計画の策定優先順位付けを行う（活動 4-2）

作成した地方防災計画策定・実施の展開先の優先順位付け基準案を、全てのパイロット活動が終了したのち、得られた教訓を踏まえて最終化する。それに基づく最終的な優先順位付けを実施する。

- ③ 防災救援省、防災局により、活動 4-1 の手順及び活動 4-2 の優先順位に基づく地方防災計画策定の全国展開計画（予算案を含む）及びその実行のための開発予算提案書（DPP）を作成（活動 4-3）

最終化された展開先優先順位付けを基に展開計画を最終化する。また、必要な行政手続きに基づき展開計画を正式文書として承認されるよう働きかけを行う。並行して同計画に基づき DPP を最終化し、防災救援省に提出し、計画委員会まで提出されるように働きかけを行う。展開計画のうち、一部先例となる地域でセミナー等を通じた展開活動を実施する。

7 報告書等

（1）報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

【第1期】

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	第1期契約締結後10日以内	和文3部 電子データ (メール等による送付)
ワークプラン	第1期契約締結後2か月以内	英文3部 電子データ (メール等による送付)
Monitoring Sheet (C/P と合意を得たもの)	プロジェクト開始後2か月以内及びプロジェクト開始後6か月ごと	各 Monitoring Sheetにつき 電子データ (メール等による送付)
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文・英文 電子データ (メール等による送付)

第1期業務完了報告書	第1期契約終了時	和文3部 英文3部
------------	----------	--------------

【第2期】

報告書	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく)	第2期契約締結後10日以内	和文3部 電子データ (メール等 による送付)
ワークプラン	第2期契約締結後2か月以内	英文3部 電子データ (メール等 による送付)
Monitoring Sheet (C/Pと合意 を得たもの)	プロジェクト開始後6か月ご と	各 Monitoring Sheetにつき 電子データ (メール等 による送付)
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ	和文・英文 電子データ (メール等 による送付)
事業完了報告書 (Project Completion Report)	プロジェクト終了時 (英文はC/Pと協働で作成し たドラフトをプロジェクト終 了3か月前に提出し、JICAか らのコメントを受けて最終化)	和文5部 英文10部 CD-ROM3部
事業完了報告書別冊	プロジェクト終了時 (コンサルタントチーム内で 作成、内部資料とする予定)	和文3部 CD-ROM3部

プロジェクト業務完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。各報告書の記載項目（案）は、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

(2) 各報告書の位置づけ

- ① 業務計画書
共通仕様書の規定に基づき、本プロジェクトに含まれる業務内容について記載する。
- ② ワークプラン

業務開始から2ヵ月以内を目途に、C/Pの現状・課題をある程度把握した上で、プロジェクトの活動内容を確定させ、ワークプランに記載する。

③ Monitoring Sheet

定期的にPDMの達成状況のモニタリングを実施し、その結果を記載する。

④ プロジェクト進捗概要資料

プロジェクト全体の概要（プロジェクトの背景と問題点→問題解決のためのアプローチ）及びプロジェクト全体の進捗について、外部発信用として図表を取り入れ分かりやすいようにA4版2枚（両面1枚）でまとめた資料（パワーポイントを推奨）を日・英で作成する。また別途各成果の概要と進捗、今後の取り組みについても、各A4版2枚（両面1枚）でまとめた日・英資料（パワーポイントを推奨）も作成し、上記資料を併せてプロジェクト進捗概要資料としてJICAへ提出する。各ページ左下にJICAのロゴを記載すること。

⑤ プロジェクト事業完了報告書（Project Completion Report）

プロジェクト終了時に、事業進捗報告書の内容も踏まえつつ、活動報告、PDMの達成状況、具体的な技術移転内容と今後C/Pが実施していく事項等記載する。

⑥ プロジェクト事業完了報告書別冊

プロジェクト事業完了報告書とは別に、コンサルタントチーム内で作成し、JICAへのみ共有する。プロジェクト活動における先方政府の対応の問題点や今後の課題、直面した困難と解決策並びに今後のバングラデシュにおける防災分野の協力の方向性及び現場での活動への提言等を記載する。

（3）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料について、Monitoring sheet又は業務/事業完了報告書に添付して提出することとする。各資料の作成に当たっては、記載項目について適宜JICAとコンサルタントで協議、確認すること。

【第1期】

- ① ハザード情報整備・リスク分析実施状況調査報告書（活動1-1）
- ② ハザード・リスクアセスメント結果報告書（4パイロット郡対象、活動1-4）
- ③ 地方防災計画（4パイロット郡、活動3）
- ④ 地方防災計画に計画された事業のDPP（第1期契約中に作成されたもの、活動3-8）
- ⑤ ベースライン調査報告書（活動4-2）
- ⑥ 国際会議等における成果発信資料
- ⑦ その他プロジェクトにて作成された各種成果品

【第2期】

- ① ハザード・リスクアセスメントガイドライン（活動1-3）
- ② ハザード・リスクアセスメント結果報告書（2パイロット郡対象、活動1-4）
- ③ 地方防災計画策定ガイドライン・ガイドライン概要版（活動2-4）
- ④ 地方防災計画策定ガイドライン概要版（活動2-4）
- ⑤ 地方防災計画策定研修マニュアル・教材（活動2-4）
- ⑥ 地方防災計画（2パイロット郡、活動3）
- ⑦ 地方防災計画に計画された事業のDPP（第2期契約中に作成されたもの、活動3-8）
- ⑧ 郡防災計画策定・実施手順書（活動4-1）

- ⑨ 地方防災計画展開計画（活動 4-3）
- ⑩ 地方防災計画策定に係るローカルコンサルタント活用に係る手引書
- ⑪ 国際会議等における成果発信資料
- ⑫ その他プロジェクトにて作成された各種成果品

（４）コンサルタント業務従事月報（第１期契約、第２期契約共通）

コンサルタントは共通仕様書第７条に基づき、国内外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含むコンサルタント業務従事月報を JICA に提出する。月報の記載にあたっては、具体的かつ分かりやすい内容となるよう留意すること。なお、先方政府と文書にして合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真（あれば）
- ③ 業務フローチャート

（５）その他提出物（第１期、第２期共通）

- ① 防災情報
JICA が定める様式によりバングラデシュの防災に係る基礎情報をとりまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。
- ② 議事録等
先方政府との間で、プロジェクトの進捗や計画の変更等に係る重要な議題に関する協議を実施した際は議事録を作成し、JICA に速やかに提出する（活動の中で日常的に行う協議ややり取りについては、概要を月報へ記載すること）。JICA が別途開催する本プロジェクトに関連する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。
- ③ 先方政府への提出物
バングラデシュ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

第4 業務実施上の条件

1 業務工程計画

本契約は以下のとおり第1期と第2期（各2年間）に区分して、プロジェクト業務を実施する。

【第1期：2020年12月～2022年12月】

【第2期：2023年1月～2024年12月】

第1期契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について当機構と協議の上、契約交渉を経て第2期契約書を締結することとする。

なおR/D記載の協力期間は、第3特記仕様書案 2. (8) のとおりであるが、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響を踏まえ、コンサルタント選定後に実際の開始時期、協力期間等についてバングラデシュ側と改めて議論し合意する必要がある。

2 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途 約97M/M（うち、第1期 約65M/M）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当するコンサルタントの配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切なコンサルタントの配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任／防災計画（1号）
- ② 災害リスク・脆弱性評価（2号）
- ③ 地方防災ガバナンス
- ④ 防災研修プログラム
- ⑤ 地方防災計画／防災投資
- ⑥ 洪水・土砂災害情報・対策
- ⑦ 沿岸域災害情報・対策
- ⑧ 地震災害情報・対策
- ⑨ 防災事業実施管理

3 対象国の便宜供与

2020年6月28日に署名したR/Dに基づき、カウンターパートの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供が得られる予定。

4 配布資料／閲覧資料

(1) 配布資料

- ① バングラデシュ「地方防災計画策定・実施能力強化プロジェクト」詳細計画策定結果
- ② 同詳細計画策定結果報告書（案）
- ③ 署名済みR/D
- ④ 「8ステップー地方防災計画の策定に係る実践手法（8 STEPS -Practical Method for Developing Local DRR Strategies/Plans-）」

- ⑤ メコン川下流平野（カンボジア）における微地形と洪水特性，土地利用・水利用の特色（早稲田大学久保純子教授）
- ⑥ 安全対策ガイダンス
- ⑦ 持続的な水関連インフラ整備に係る能力向上プロジェクトファイナルレポート
- ⑧ 沿岸部における早期予警報及び防災情報伝達システムに係る情報収集・確認調査報告書
- ⑨ 公共投資事業運営監理に係る情報収集・確認調査報告書

（２）公開資料

- ① 仙台防災枠組 2015-2030
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf
- ② 仙台防災枠組の指標及び用語集
http://www.preventionweb.net/files/resolutions/N1702972_en.pdf
http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf
- ③ 仙台防災枠組モニタリングに係るテクニカルガイダンス
<https://www.undrr.org/we/inform/publications/54970>
- ④ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き(防災／災害復旧・復興)
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

5 現地再委託

プロジェクト活動に係る業務について、現地に経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等がある場合、それらの機関や組織に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

6 安全管理

- （１） 安全対策ガイダンス（配布資料）及び安全対策検討シート（配布資料）を参照して安全対策を検討すること。
- （２） 現地調査/業務の実施に際しては、最新の JICA の安全対策措置を遵守すること。現行の措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必要な手続きを取ると共に、これらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前に予め連絡し、JICA の承認を得ること。現行の手続きは以下のとおり。

（渡航前）

- ア） JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務主任は、必ず初回現地渡航前までに「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。

- イ) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：現地渡航前に必ずブリーフィングを受けること。
 - ウ) 外務省「たびレジ」への登録：現地渡航前に必ず登録を行うこと。
 - エ) 本事業従事者は現地渡航 10 日前までにバングラデシュ事務所へ、現地活動計画を送付する。
- (3) 現地調査/業務期間中は、現地の治安状況について JICA バングラデシュ事務所より十分に情報収集を行い、連絡を密にとること。また、バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査/業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所に報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、宿泊場所や執務場所についても、JICA バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- (4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価に収まるホテルが満室ないし安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、以下方法により実費精算する。
- ア) ホテルの宿泊の領収書（原本）等に基づき、JICA 所定の宿泊料確認表により、業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料について JICA バングラデシュ事務所の確認を受け、打合簿を取り交す。
 - イ) コンサルタント等は、精算時には上記打合簿（写）を添付の上、JICA 所定の精算報告明細書により業務従事者の渡航毎に調整単価による宿泊料を記載（基準単価による宿泊料とは区別して記載）して請求する。

7 その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算の必要はない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。